



明治時代の国税に車税(くるまぜい)がありました。車税は馬車・人力車・牛車などの車両に広く課税されましたが、当時、課税対象でない車両は次のうちどれでしょうか。

- ①自転車 ②大八車 ③自動車



「車税は明治4年5月に東京府(当時)で導入されました。当時、東京府では約4万台の人力車が走り、道路橋梁の破損が相次いだため、その修繕費に充てることを目的に車税は制定されました。

車税は明治6年1月に国税となり、馬車・人力車・牛車・大八車は当初より課税対象でしたが、明治13年10月の改正で自転車も課税の対象に加えられ、二輪の人力車と同様の税額(1円50銭)が課せられました(明治16年8月廃止)。

車税の課税対象については、以降も検討が加えられ、明治20年11月には、「車税規則取扱心得」が発表され、山車や郵便輸送車などは非課税になりました。その後、車税は小学校や救貧院(渋沢栄一も運営に関わった貧困者、孤児、老人などの救済施設)の運営財源に充てられるようになりました。しかし、明治29年の税制改正に伴い、国税としての車税は廃止され、一部の府県では地方税として存続しました。

なお、自動車は車税廃止後の明治33年に初めてアメリカから輸入されたため、国税として課税されることはありませんでした。

(2023年2月 研究調査員 大庭裕介)

答え：③自動車



徳川吉宗は享保改革を主導し、財政再建と米価安定に尽力した将軍として有名です。年貢に関する、定免法の採用により、安定的な幕府財政を維持することができました。そこで、吉宗の時代(1730年)では、幕府財政における歳入全体に占める年貢収入の割合はどれくらいだったのでしょうか。

- ①8割 ②6割 ③4割 ④2割



江戸幕府の財源は、幕府直轄領からの年貢収入、長崎貿易の収入、鉱山開発や貨幣改鑄による収益などがありました。このうち、年貢収入が幕府財政の基盤でした。

吉宗の改革は、儉約で支出を抑えながら、定免法の採用や新田開発の奨励を行いました。そのため、幕府財政の再建は一時的に成功し、幕府直轄領の石高も増えました。吉宗が将軍に就任した1716年は408万石でしたが、将軍引退の前年(1744年)は1割以上増加して463万石になりました。これは江戸時代を通じて最高値でした。

享保15(1730)年の幕府財政にみると、歳入全体が約80万両で、そのうち年貢収入は約50万両でした。これは歳入全体の63.7%で「6割」に相当します。その他の歳入としては、米価調節のために行われた米売払代で約10万両(13.5%)、長崎貿易の収入5万5000両(6.9%)等がありましたが、年貢収入が圧倒的な比重を占めていたことが分かります。

ところが、江戸時代後期の1843年には、幕府財政における年貢収入の割合は、39.1%と約4割に低下しました。これは、幕府の財政規模が約150万両と増加したことと、年貢収入が限界に達したためでした。

(2023年4月 研究調査員 吉川紗里矢)

答え：②6割



江戸時代の税は、年貢が中心でした。江戸幕府は全国各地の幕府領から年貢米を徴収し、江戸に運んでいました。江戸には、幕府の米蔵が数か所あり、そこに年貢米を収納していました。元和6(1620)年に、江戸幕府は日本最大の米蔵を設置しました。それは、次のうちどれでしょうか。

- ①本所御蔵 ②竹橋御蔵 ③浜御蔵 ④浅草御蔵



江戸幕府最大の米蔵は「浅草御蔵」です。元和6(1620)年、浅草御蔵は隅田川の西岸に設置されました。その敷地面積は2万坪(東京ドーム1.4個分)以上もありました。収納量は30万石から50万石もあったと言われています。現在、この地域は「蔵前」と呼ばれています。

浅草御蔵のほかにも、幕府の米蔵はありました。享保19(1734)年には、隅田川の東岸にあった竹蔵を改装して、本所御蔵が新設されました。本所御蔵には、10万石から20万石ものお米が詰められていました。このほか、代官町や竹橋、浜などにも幕府の米蔵がありました。江戸時代中期に、これらの米蔵は統廃合され、浅草御蔵と本所御蔵、竹橋御蔵、浜御蔵が残りました。

浅草御蔵のお米は、主に武士の給料として使われました。春・夏・冬の年3回、旗本や御家人といった幕臣に支給されました。給料日には、武士たちが御蔵の役所へ押し寄せて、順番を待ちました。ここで、何百俵もの米俵を渡される武士もいました。しかし、大都市の江戸で生活する上では、お金が必要です。そのため、大量のお米を受け取って、運送し、換金するという大変な手続を行う必要がありました。こうした事情から、これらを代行する札差(ふださし)という商人も登場しました。

(研究調査員 吉川紗里矢)

答え：④浅草御蔵



明治から昭和にかけて、いくつかの府県には俳優税という税金がありました。この俳優税はどのような税金だったのでしょうか。

- ①本俳優として営業することに課される税
- ②芸名を名乗るための登録に課される税
- ③俳優の報酬に対して課される税



俳優税は、府県雑種税と呼ばれる地方税の一種として課税されていた税金で、地方ごとに制度が異なっていました。多くの府県では、俳優の格を基準に税額の等級を決定しており、納税は俳優が所属した俳優組合や事務所などがまとめて行っていたようです。俳優税を納めると、俳優としてその府県で営業をするための免許に相当するもの（鑑札）が発行されました。租税史料室が所蔵している俳優税の鑑札を見てみると、本名や芸名の他に納税管理人として所属事務所の名前が記載されています。明治時代の俳優を集めた番付表からは、俳優の番付を客観的に表す指標の一つとして、屋号や報酬と一緒に俳優税の等級と思われる表記を見ることができます。

芝居などの娯楽は江戸時代から盛んに行われ、江戸や大阪などには多くの芝居小屋がありましたが、近代になり演劇や映画などが登場すると、各都市には複数の劇場が建ち並ぶようになりました。俳優税が課税された背景には、人々が都市に集まってきたことや、雇用形態の変化から定収と定休が得られる人が増えたことなど、社会全体にゆとりができて娯楽が発展したことが挙げられます。ちなみに、劇場に関する地方税としては他にも興行主が納める興行税や、入場した観客が納める観覧税などが多くの府県で課税されていました。このうち、観覧税は昭和13年に入場税という名称で国税にもなり、一時期地方税に移譲されていた期間を挟みながら、平成元年の消費税導入まで存在していました。

（研究調査員 菅沼 明弘）

答え：①本俳優として営業することに課される税